高松市地元管理墓地整備事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、地縁に基づいて形成された団体が、当該団体を組織する者のために設置した墓地の整備（修繕を含む。以下同じ。）を促進するため、予算の範囲内で高松市地元管理墓地整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に定める団体の墓地管理委員会（墓地を管理するために設立された委員会をいう。以下「墓地管理委員会」という。）が一の年度において実施する、次のいずれかに該当する事業（以下「墓地整備事業」という。）であって、事業費の総額が３０万円を超えるものとする。ただし、礼拝施設を整備する事業及び墓所の区画を整備する事業（第６号の事業を除く。）は対象としない。

　(１)　墓地とその隣接する土地との境界を明らかにするための境界を整備する事業。

　(２)　墓地の給排水施設を整備する事業

　(３)　墓地の通路を整備する事業

(４)　墓地の擁壁を整備する事業

(５)　墓地の環境を整備する事業

(６)　墓地の無縁墳墓を改葬整備する事業

(７)　墓地の電気設備、電柱、休憩所、区画看板その他公共的設備を整備する事業

　(８)　その他市長が適当と認める事業

　（補助金の額）

第３条　補助金の額は、前条各号に掲げる事業を一体的に実施するために要する事業費の５０パーセント以内の額とし、１５０万円を限度とする。

　（事前協議）

第４条　補助金の交付を受けて補助事業を実施しようとする墓地管理委員会（以下「協議者」という。）は、補助事業を実施しようとする年度の前年の９月末日までに、高松市地元管理墓地整備事業補助金事前協議書（様式第１号）（以下「協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して、協議し、当該協議を終えなければならない。

　(１)　事業計画書（様式第２号）

(２)　収支予算書（様式第３号）

　(３)　墓地管理規程

　(４)　墓地管理委員会において墓地整備事業を実施することを決定した際の議事録の写し

　(５)　墓地整備事業に係る見積書

　(６)　墓地整備事業に係る位置図並びに当該墓地に係る土地の地籍図（不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１４条第１項の地図又は同条第４項の地図に準ずる図面に限る。）及び全部事項証明書

(７)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項に規定する協議書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助事業に該当すると決定したときは、協議者に対し、その旨を通知するものとする。

（予算措置の通知）

第５条　市長は、前条の規定により協議が整った事業について、その補助金を措置する予算が市議会において議決されたときは、その旨を協議者に通知するものとする。

（交付の申請）

第６条　前条の通知を受けた協議者（以下「申請者」という。）は、高松市地元管理墓地整備事業補助金交付申請書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の対象年度において、当該補助事業に着手しようとする日の３０日前までに、市長に提出しなければならない。

　(１)　事業計画書（様式第２号）

　(２)　収支予算書（様式第３号）

　(３)　墓地整備事業に係る見積書

(４)　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

（決定の通知）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高松市地元管理墓地整備事業補助金交付決定通知書（様式第５号）により、その決定の内容並びにこれに付する条件及び指示を申請者に通知するものとする。

２　市長は前条の規定により補助金の不交付を決定したときは、高松市地元管理墓地整備事業補助金不交付決定通知書（様式第６号）により、その決定の内容及び理由を申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第９条　前条の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に着手したときは、直ちに高松市地元管理墓地整備事業着手届（様式第７号）を、当該補助事業が完了したときは、直ちに高松市地元管理墓地整備事業完了届（様式第８号）に工事写真（工事施工前及び工事完了時のもので、カメラの機能又は小黒板の写し込みによりその日付が分かるように撮影したものとする。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第１０条　補助事業者は、補助金の交付の決定のあった補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

(１)　第６条に規定する申請書又は添付書類の内容又は記載した事項を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするときは、高松市地元管理墓地整備事業補助金変更交付申請書（様式第９号）に変更後の事業計画書、変更後の収支予算書及び見積書を添えて、市長に提出し、その承認を受けること。

(２)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市地管理墓地整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第１０号）を市長に提出し、その承認を受けること。

(３)　補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けること。

２　前項第１号及び第２号の場合においては、第８条の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「補助金の交付」とあるのは「変更の承認」と、同条第２項中「補助金の不交付」とあるのは「変更の不承認」と読み替えるものとする。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して２０日を経過する日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに高松市地元管理墓地整備事業実績報告書（様式第１１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(１)　収支決算書（様式第１２号）

　(２)　補助事業の実施に要した経費を支払ったことの確認をすることのできる書類

(３)　補助事業に係る契約書（変更契約書を含む。）の写し

(４)　しゅん工図面

　(５)　その他市長が必要と認める書類

２　補助事業者は、前条第１項第３号の規定に該当するときは、市長に報告し、その指示を受けた上で、翌年度の４月２０日までに、高松市地元管理墓地整備事業に係る年度終了実績報告書（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。

（交付指令等）

第１２条　市長は、前条第１項に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助事業が第６条の規定による申請のとおり完了したことを確認したときは、補助金の額を確定し、高松市地元管理墓地整備事業補助金交付指令書（様式第１４号）により補助事業者に通知し、条件を付して補助金を交付するものとする。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

　（是正のための措置）

第１３条　市長は、第１１条第１項に規定する報告書の提出があった場合において、その実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

（書類等の整備）

第１４条　補助事業者は、補助事業の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備し、これを補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第１５条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

　(２)　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(３)　この要綱に違反したとき。

(４)　前３号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

　（取得財産等の管理）

第１６条　補助事業者は、補助事業完了後においても、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価が３０万円以上の機械及び器具（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第１７条　補助事業者は、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して、これを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

２　市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

　（検査等）

第１８条　市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

２　補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

　（委任）

第１９条　この要綱に定めるものほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

　この要綱は、昭和５７年４月１日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、平成１８年１月１０日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　　附　則

１　この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

２　改正後の高松市地元管理墓地整備事業補助金交付要綱の規定は、平成３０年８月１日以後の申請に係る補助金について適用する。

　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。